

ストックオプション課税に係る国内法と租税条約の交錯～国税不服審判所平成 29 年 8 月 22 日裁決～

執筆者：弁護士 公認会計士 北村 導人/ 弁護士 岡本 高太郎

February 2019

In brief

今回のニューズレターでは、ストックオプション課税に係る国内法と租税条約の交錯（適用の在り方）について、国税不服審判所平成 29 年 8 月 22 日裁決（以下「**本件裁決**」といいます）を題材に若干の検討をします。

本件は、日本の居住者であった X が税制適格ストックオプションの権利行使により取得した株式につき、X が A 国に出国後（非居住者となった後）に、株式保護預り口座から保管口座へ移管したことにより生じたみなし譲渡に係る譲渡所得課税に関し、国内法及び租税条約の適用による我が国の課税権の範囲が争われた事案であり、本件裁決は、一部日本の課税権を認め、納税者の請求を棄却する判断を下しました。

我が国の税法上、税制適格ストックオプションについては、行使時点では所得税は課されず（租税特別措置法（以下「**措置法**」といいます）29 条の 2 第 1 項）、行使により取得した株式が譲渡された時点において、ストックオプションの払込価額（行使価額）と売却額との差額が、譲渡所得として課税の対象になります（措置法 29 条の 2 第 7 項、租税特別措置法施行令（以下「**措令**」といいます）19 条の 3 第 12 項）。本件判決は、このように税制適格ストックオプションについて、国内法上は、譲渡時においてのみ譲渡所得課税が課せられるところ、かかる取扱いを租税条約の適用の関係でどのように取り扱うべきか（具体的には、租税条約上の譲渡所得条項を適用すべきか、給与所得条項等を適用すべきか）という点につき判断を示しており、今後のストックオプションをはじめとする様々な報酬形態（株式報酬等）の課税関係に係る国内法と租税条約の適用の在り方に示唆を与えるものと考えられます。

In detail

1. 事案の概要

(1) 税制適格ストックオプションの付与及び行使

日本に居住する X は、その勤務する F 社との間で、取締役会決議及び株主総会決議に基づき、税制適格ストックオプションの割当契約を締結し、F 社から新株予約権を無償で付与されました。

その後 X は、付与された新株予約権を行使し（当該権利行使が行われた日を「**本件権利行使日**」といいます）、それにより取得した F 社株式（以下「**本件株式**」といいます）を、F 社と G 証券との間の措置法 29 条の 2 第 1 項第 6 号所定の振替口座簿への記録等の契約に基づき、G 証券の X 名義の株式保護預り口座において保護預りしました。

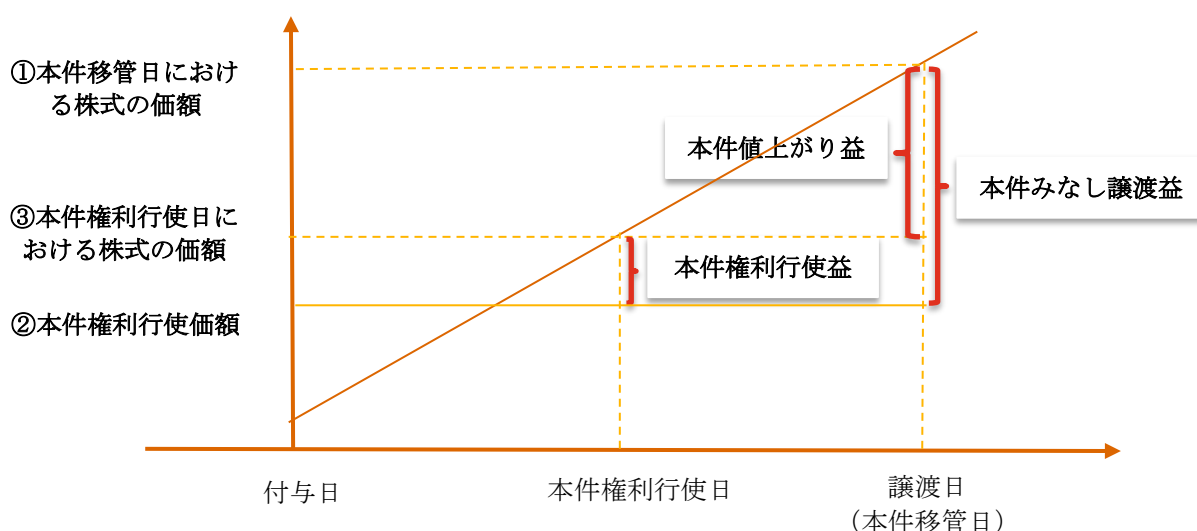
(2) 住所の移転及び株式の譲渡

X は、その後、住所を日本から A 国に移転し(これにより A 国の居住者(日本の非居住者)となり)、その際に、本件株式を、G 証券の株式保護預り口座から H 社の X 名義の保管口座に移管しました(本件株式の移管の日を、以下「**本件移管日**」といいます)。

X は、税理士 J を納税管理人に定め、J 税理士は、X の所得税について、本件株式の移管が、措置法 29 条の 2 第 4 項に定めるみなし譲渡事由に該当するとして、①本件移管日における本件株式の価額に相当する金額と②本件権利行使日において新株予約権行使について払い込むべき額(以下「**本件権利行使価額**」)との差額(以下「**本件みなし譲渡益**」)を、分離課税による株式等の譲渡に係る譲渡所得金額として X の所得税及び復興特別所得税の申告を行いました。

かかる本件みなし譲渡益については、③本件権利行使日における本件株式 1 株あたりの株価に取得株式数を乗じた額を収入金額とし、②本件権利行使価額を取得価額として算出した、権利行使益(以下「**本件権利行使益**」)といいますが、本件みなし譲渡益と本件権利行使益との差額である、本件株式に係る値上がり益(①本件移管日における本件株式の価額と③本件権利行使日における本件株式の価額の差額)(以下「**本件値上がり益**」)といいますが)から構成されます。

なお、これらの概ねの関係を図示すると以下のようになります。



(3) 更正の請求及び更正の請求に理由がない旨の通知に対する不服申立て

J 税理士は、翌年 7 月、X の所得税について、本件権利行使益は、X が A 国居住者(日本の非居住者)になった後に生じたキャピタルゲインであり、日本と A 国との間の租税協定(以下「**本件租税協定**」)といいますが) 13 条 5 項¹の規定が適用され、日本では課税されないとして更正の請求(以下「**本件更正請求**」)といいますが)をしましたが、原処分庁は、本件更正請求に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をしました。その後、X は、再び日本に住所を移転したのち、異議申立てを行ったところ、棄却されたことから、審査請求を行ったものです。

¹ 本件判決によれば、本件租税協定 13 条 5 項は、要旨次のとおり規定している。

13 条 5 項：13 条 1 項から 4 項までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる旨規定している。

2. 審判所の判断

上記の審査請求に対し、国税不服審判所は、要旨、以下のような判断をしました。

(1) 国内法の規定について

- イ) 会社のストックオプション制度に基づき役員等に付与されたストックオプションの権利行使益、すなわち、オプションの行使により取得した株式の時価と権利行使価額(払込価額)との差額は、原則として、給与所得として課税が行われるところ、税制適格ストックオプションについては、措置法第 29 条の 2 の規定により、一定の要件のもとに一定の範囲まで、その権利行使益については、権利行使時には課税せず、その行使によって取得した特定株式の譲渡時に、その株式の値上がり益と併せて譲渡所得とし課税される(太字、下線は筆者らによる。以下同じ)(以下「適格 SO 課税制度」という。)
- ロ) 措置法 29 条の 2 第 1 項本文は、「・・・当該付与決議に基づき当該株式会社と当該取締役等との間に締結された契約により与えられた当該新株予約権若しくは新株引受権又は株式譲渡請求権(…以下「特定新株予約権等」という。)を当該契約に従って行使することにより当該特定新株予約権等に係る株式の取得をした場合には、当該株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない。」旨規定する一方、同条には、第 1 項本文の規定の適用を受ける場合の株式の取得価額の計算の特例の詳細を政令に委任する第 7 項の規定がある。
- (a) 上記取得価額の計算の特例として委任を受けた措令 19 条の 3 第 12 項は、特定新株予約権等の行使に係る経済的利益の非課税の特例の適用を受けて取得した株式の取得価額は、その行使の時における時価ではなく、通常の譲渡又は払込みにより取得した有価証券と同様、その実際の譲渡価額又は払込価額による旨規定している(所得税法施行令 109 条 1 項 2 号の読み替え)。
- (b) この結果、特定新株予約権等を行行使することによって株式を取得した場合、当該株式の取得時における経済的利益(株式の時価から払込価額を控除した残額)に所得税が課されないのであれば、当該株式を譲渡したときに、当該株式に係る収入金額から控除する取得価額が、当該株式の取得時における時価ではなく払込価額とされることにより、上記経済的利益は譲渡時に譲渡益に含められ、課税されることになる。このようなことから適格 SO 課税制度は、課税繰延べの制度と解される。
- ハ) また、措置法第 29 条の 2 第 4 項は、特定株式の移転があった場合には、当該移転があった時に、その時における価額に相当する金額による譲渡があったものとみなして、所得税に関する法令の規定を適用する旨規定している。

そして、非居住者が、その有する特定株式を譲渡する場合における措置法 29 条の 2 第 7 項の委任を受けた措令 19 条の 3 第 14 項による読み替え後の所得税法施行令 291 条 1 項は²、同項 3 号に規定する内国法人の株式等の譲渡による所得で同号口の措置法 29 条の 2 第 4 項に規定する特定株式の譲渡によるものは、所得税法 164 条 1 項 4 号に規定する政令で定める国内源泉所得とする旨規定している。また、所得税法施行令 280 条 2 項は、同項 4 号の資産の譲渡により生ずる所得(同令 291 条 1 項 3 号に規定する株式等でその譲渡による所得が同号口に該当するもの)は、所得税法 161 条 1 号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得とする旨規定している。

² なお、ここで言及されている措令、所得税法施行令の規定は、平成 28 年 4 月 1 日より施行された改正前のものであり、改正後においては、措置法施行令 19 条の 3 第 14 項で言及・読み替えられている条文は、所得税法施行令 281 条、同条 1 項 4 号口に改められています。また、条文の改編により、改正前の所得税法 161 条 1 号の規定は、同条 3 号に移転しており、改正前の所得税法 164 条 1 項 4 号に相当する規定は同条 1 項 2 号となっています。但し、特定株式を譲渡した場合の所得が、国内にある資産の譲渡により生ずる所得(国内源泉所得)である旨定められている点については改正後も変更ありません。

これらの規定からすると、非居住者の特定株式の譲渡に係る所得は、所得税法第 161 条第 1 号に規定する国内にある資産の譲渡により生ずる所得に該当することから、**特定株式を譲渡した非居住者は、所得税法第 5 条第 2 項第 1 号の規定により所得税を納める義務がある。**

二) なお、措置法 37 条の 12 第 1 項は、国内に恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲渡に係る譲渡所得について、**他の所得と区分して 15%の税率を適用して課税**する旨規定している。

(2) 租税協定について

イ) 措置法 29 条の 2 第 4 項の規定による特定株式のみなし譲渡に伴う株式等の値上がり益は、実際の譲渡により生じたものではないところ、本件租税協定においては、同協定 13 条の譲渡 (alienation) について、具体的な定義はないが、①同協定 3 条 2 項によると、同協定に定義されていない用語は日本国における同協定上の適用上、所得税に関する日本国の法令における意義を有するものと解され、みなし譲渡についても、所得税法等の譲渡に関する法令の規定を適用するとされること、②このようなみなし譲渡が同協定 13 条の譲渡に含まれないと明示する規定が存在しないことからすると、**措置法 29 条の 2 第 4 項の規定によるみなし譲渡は、本件租税協定 13 条の譲渡に含まれる**と解するのが相当である。

ロ) 次に、特定株式のみなし譲渡に係る譲渡所得が、税制適格ストックオプションの権利行使益及び権利行使時から特定株式の譲渡時までの株式値上がり益から構成される場合の課税関係について検討する。

(a) 本件租税協定においては、日本の居住者である時に税制適格ストックオプションの付与を受け、A 国の居住者 (日本の非居住者) となった後にその税制適格ストックオプションを権利行使した場合の権利行使益については、本来の性質が給与所得であるため、原則として居住地国 (A 国) に課税権があり、当該個人が従業員の場合は、その勤務が日本国で行われる期間に対応する部分について (同協定第 15 条第 1 項)、当該個人が役員の場合は、その法人が日本国の法人である場合に (同協定第 16 条)、日本国に課税権が配分されることとなる³。

(b) しかしながら、日本の居住者であった時に税制適格ストックオプションの付与及び権利行使が行われた場合には、居住地国である日本にその税制適格ストックオプションの権利行使益に対する課税権が認められるところ、上記(1)イ)及びロ)のとおり、その権利行使時には課税が留保される (課税が繰延べされる)。そして、その後、その者が出国し、上記(1)ハ)のとおり、特定株式の移転によるみなし譲渡課税がされる場合であっても、**当該留保した課税権について、本件租税協定 (第 15 条、第 16 条及び第 21 条) をみても、日本国の課税権を制限する規定は見当たらない。**

(c) 一方税制適格ストックオプションの権利行使時から譲渡時までに生じた**値上がり益については、本件租税協定第 13 条第 5 項の規定により**、同条第 1 項ないし第 4 項に該当する場合を除き、**居住地国にのみ課税権が配分されると解される。**

(d) なお、**上記解釈は、OECD モデル租税条約第 15 条に関するコメントリー第 12.2、3 及び 4 パラグラフ並びに同第 16 条に関するコメントリーの第 3.1 パラグラフに照らしても相当**と解される。

ハ) そうすると、上記(1)ハ)二)のとおり、国内法では、権利行使益及び権利行使時から譲渡時までに生じた値上がり益の全てを日本国の譲渡益 (譲渡所得) として課税することとしているところ、上記ハ)のとおり、日本の居住者であった時に税制適格ストックオプションの付与及び権利行使が行われた場合には、**本件**

³ 本件判決によれば、本件租税協定 15 条 1 項及び 16 条は、要旨次のとおり規定している。

- 15 条 1 項前段は、…一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われな限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる旨規定し、同項後段は、**勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる**旨規定している。
- 16 条は、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、**当該他方の締約国において租税を課することができる**旨規定している。

租税協定では、その権利行使益について日本国の課税権を制限していないことから、日本国に課税権があり、さらに、権利行使時から譲渡時まで生じた値上がり益については居住国にのみ課税権が配分されることとなる。

(3) 本件へのあてはめ

イ) X は、日本の居住者であった時に、税制適格ストックオプションの付与を受け、その税制適格ストックオプションを行使して、本件株式を取得した。本件株式は、税制適格ストックオプションの行使により取得し、保管の委託等がされていたものであることから、特定株式に該当する。そして、本件株式については、本件移管日において請求人名義の保管口座に移管されたが、この移管は、上記(1)のハ)の移転に該当することから、本件移管日において、本件株式の同日における価額により譲渡があったものとみなして、所得税に関する法令の規定が適用されることとなる。この場合、本件株式の取得価額は、本件権利行使価額であり、本件移管日において生じたみなし譲渡益について、所得税の規定が適用される。

そして、X は、本件移管日において恒久的施設を有しない非居住者であるから、特定株式である本件株式に係るみなし譲渡益は、国内源泉所得であり、その所得は所得税法 161 条 1 号に規定する資産の譲渡により生ずる所得(譲渡所得)となる。

そうすると、本件みなし譲渡益は、株式等の譲渡により生じた国内源泉所得であるから、措置法 37 条の 12 第 1 項の規定により、その全体について 15%の税率を適用して分離課税の対象となる。

ロ) 上記(2)ハ)のとおり、本件権利行使益については、本件各権利行使日における居住地国である日本国に課税権が認められ、本件租税協定は日本国の課税権を制限していないから、課税権は日本国にある。一方、本件みなし譲渡益のうち、本件値上がり益については、当審判所の調査の結果によっても、本件租税協定第 13 条第 1 項ないし第 4 項に該当する事実等は認められないことから、同条第 5 項に該当し、A 国にのみ課税権が配分されることとなる。

ハ) したがって、本件権利行使益は、措置法 37 条の 12 第 1 項の規定により、15%の税率で分離課税の対象となる。

(4) 本件通知処分 of 適法性について

以上より、本件更正請求に対して更正をすべき理由がないとしてされた本件通知処分は適法である。

3. 検討

(1) 本件における問題の所在:租税条約の解釈と国内法における所得分類

本件の争点は、本件権利行使益について、本件租税協定の適用の結果、日本で課税がされるか否かという点です。この点が争点とされた主な理由は、租税条約上の所得分類と国内法上の所得分類に一種のねじれが生じたことにあるものと思われます。

即ち、本件租税協定⁴においては、以下のとおり定められています。

① 一定の財産以外の「財産の譲渡から生ずる収益」に対しては、譲渡者が居住者である締約国(本件では譲渡時の居住地国である A 国)においてのみ租税を課することができる(13 条 5 項)

⁴ 本件裁決からは、X が移転した先の国名及び適用される租税条約については、マスキングがされており、いずれの国であるかは明らかではありません。但し、我が国が締結している租税条約の中で、表題が「協定」となっており、かつ、裁決において記載されているような条文構造となっている条約は、シンガポール及びカタールとの租税条約しかないようです。

- ② 一方の締約国の居住者が「その勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬」に対しては、勤務が他方の締約国内において行われたい限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができるが、勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる(15条)。
- ③ 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する「役員報酬その他これに類する支払金」に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる(16条)。

従って、本件権利行使益に租税条約のいずれの規定の適用があるかという点は、本件権利行使益が、①「財産の譲渡から生ずる収益」、②「その勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬」又は③「役員報酬その他これに類する支払金」のいずれの法的性質を有するかにより決せられるものと考えられます。

他方、国内法上は、以下のとおりとされています。

- 居住者が、非適格ストックオプションを行使した場合、行使により取得した株式の行使時の時価と行使時の払込価額(権利行使価額)との差額(すなわち権利行使益)につき、原則として給与所得として(所得税基本通達 23~35 共-6)課税されることとなります(所得税法施行令 84 条 2 項)。
- 一方、税制適格ストックオプションを行使した場合、権利行使時には課税が繰り延べられ(措置法 29 条の 2 第 1 項)、権利行使により取得した株式を譲渡した時に、譲渡に係る対価の額と権利行使時の払込価額(権利行使価額)との差額(権利行使益と値上がり益で構成される)につき、株式の譲渡による所得として、分離課税が行われることとなります(措置法 29 条の 2 第 7 項、措置法施行令 19 条の 3 第 12 項、所得税法施行令 109 条 1 項 1 号、措置法 37 条の 11)。即ち、税制適格ストックオプションの場合は、非適格ストックオプションの場合であれば給与所得として課税される所得分(権利行使益相当分)を含めて、株式等の譲渡による所得として、分離課税が行われます。
- 非居住者の場合であっても、税制適格ストックオプションの権利行使益及び権利行使により取得した株式の値上がり益を併せて、株式の譲渡による所得(国内源泉所得)に含めた上で、課税の対象とされています(措置法 29 条の 2 第 7 項、措置法施行令 19 条の 3 第 14 項、所得税法 161 条 1 項 3 号、所得税法施行令 281 条 1 項 4 号)。

このように国内税法上、税制適格ストックオプションについては、権利行使益と値上がり益を併せて株式の譲渡による所得として課税されることから、租税条約上の所得分類(適用されるべき規定の選択)にも影響を及ぼすか否かという点が問題の所在であると考えられます。

(2) 本件判決のロジックの検討

本件判決は、以下のとおり、(a)日本の居住者である時に税制適格ストックオプションの付与を受け、A 国の居住者となった後にその権利を行使した場合(ケース 1)と、(b)日本の居住者である時に税制適格ストックオプションの付与を受け、日本において権利を行使した場合(ケース 2)(本件と同様のケース)の 2 つのケースを取り上げ、異なる論理で日本に課税権があるものとしています。

- (a) ケース 1:この場合の権利行使益については、本来の性質が給与所得であるため、原則として居住地国(A 国)に課税権があり、当該個人が従業員の場合は、その勤務が日本国で行われる期間に対応する部分について(本件租税協定第 15 条第 1 項)、当該個人が役員の場合は、その法人が日本国の法人である場合に(同協定第 16 条)、日本国に課税権が配分されることとなる。
- (b) ケース 2:この場合の権利行使益については、居住地国である日本にその税制適格ストックオプションの権利行使益に対する課税権が認められるところ、その権利行使時には課税が留保される(課税が繰延べされる)。そして、その後、その者が出国し、特定株式の移転によるみなし譲渡課税がされる場合であっても、当該留保した課税権について、本件租税協定(第 15 条、第 16 条及び第 21 条)をみても、日本国の課税権を制限する規定は見当たらない。

※ なお、上記いずれの場合も、税制適格ストックオプションの権利行使時から譲渡時までには生じた値上がり益については、本件租税協定第 13 条第 5 項の規定により、居住地国にのみ課税権が配分される。

即ち、上記**ケース 1**(権利付与日と権利行使日とで居住地が異なる場合)については、権利行使益について、租税条約上のいかなる所得としていずれの規定を適用すべきかという点について、その「本来の性質」に着目し、それにより本件租税協定 15 条又は 16 条の規定の適用を導いたのに対して、上記**ケース 2**(権利付与日と権利行使日とで居住地が同じ日本である場合)については、そもそも、権利行使が行われたのは日本であり、その時点で本来生じるべき所得については、我が国の国内法上課税繰延べという措置がなされているか否かに拘らず、我が国に課税権が認められるものとし、また租税条約上もそのような日本の課税権を制限する規定は存在しないとして、我が国の課税権を認めたものです。

本件裁決では上記の論理を採用した理由について論じられておりませんが、以下のとおり、上記の解釈アプローチには一定の合理性があるものと思われま

- まず**ケース 1**においては、権利付与日から権利行使日の間に居住地が移転しているため、権利行使益に対していずれの国が課税権を行使し得るかが問題となり得ます。課税権の配分は租税条約に拠るところ、かかる権利行使益が、①「財産の譲渡から生ずる収益」、②「その勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬」又は③「役員報酬その他これに類する支払金」のいずれに該当するかにより、かかる配分は決せられることとなります。問題は、このような租税条約上のいずれの所得に該当するかをどのように判定するかという点ですが、条約法に関するウィーン条約(昭和 56 年条約第 16 号)31 条《解釈に関する一般的な規則》1 項は、条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする旨規定しており、用語の通常の意味に着目することとされています。即ち、かかる解釈姿勢からすれば、対象となる所得の「本来の性質」を分析し、それが、①財産の譲渡から生ずる収益という性質を有するのか、②その勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬としての性質を有するのか、あるいは③役員報酬その他これに類する支払金としての性質を有するのかを見極めた上で、租税条約上のいずれの所得として規定を適用すべきかを決するのは合理的であると考えられます。
- なお、本件裁決でも指摘されているとおり、租税条約の解釈にあたり、OECD モデル条約に関するコメンタリー(以下「**OECD コメンタリー**」といいます)は、条約法に関するウィーン条約 32 条にいう「解釈の補足的な手段」として、参照されるべきものとされる(最高裁平成 21 年 10 月 29 日判決(民集 63-8-1881))ところ、OECD コメンタリーにおいても、15 条(給与所得)は、使用人に付与されたストックオプションから生ずる給付で勤務に係る給付に適用され(当該給付について、租税が課される時点を問わない)、そのような勤務に係る給付は、当該オプションの行使により取得した株式の譲渡による譲渡収益とは区別される必要がある(12.2)とされており、かかる判定においては、ストックオプションが特定の国において行われた勤務から生じたか否か、及びその範囲の決定は、各事案において、当該オプションに関連する契約条件を含むすべての関連する事実及び状況に基づいて行われるものとされており(12.6)、上記の判断はかかる解釈とも整合的であると考えられます。
- 次に、**ケース 2**については、権利付与日から権利行使日まで日本に居住しているケースであるところ、かかるケースにおいて、権利行使益は、居住地国である日本において課税権があると解することは合理的であり、本件裁決が、租税条約にそれを制限するような規定がないことのみに着目して、原則通り日本に課税権があると判断したことは合理的であると考えられます。本件裁決でも指摘されているとおり、税制適格ストックオプションの場合には、権利行使時において「株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない」とされており、権利行使時において所得の発生を抽象的には観念できるものの、具体的な所得の認識と課税時期を譲渡時に繰り延べる制度と考えられ、課税権の配分を定める租税条約の適用上、このように国内法上課税を繰り延べていることを理由に、本来課税権を有する国が課税権を剥奪されることは、同条約上に特別な規定がない限り、なし得ないものと考えられます。

- なお、ケース 2 においても、ケース 1 の論理と同様に、権利行使益の本来の性質に着目し、15 条又は 16 条の規定に従って課税権の配分をしたとしても、同様に日本に課税権があるという結論が導かれるものと考えられます。

本件において、X は、権利行使時に実現した本件権利行使益は、時の経過により役員報酬から譲渡所得に変化しているのであると解釈すべき旨主張しました。この根拠として所得税基本通達 23～35 共-6(1)が、ストックオプションの権利行使益につき、原則として給与所得となると定めつつ、「退職後長期間にわたって生じた株式の値上り益に相当するものが主として供与」されている場合には、雑所得とする旨規定している点から、時の経過により値上り益が変化することを認めている証左であるとして、本件みなし譲渡益についても、本件権利行使益についても変化したものと解すべき旨主張しました。かかる主張については、同通達は、その供与された権利行使益が主として職務の遂行に関連を有しないと認められることを理由とするものであり、権利行使益の性質が時の経過により変化したものではない、として排斥されていますが、前記で論じたロジックからしてもかかる判断は妥当であると考えられます。

(3) 租税条約上の手当て

日本が締結している租税条約は、本件租税協定のようにストックオプションに関する明示的な取扱いが特段定められていないものが殆どですが、日米租税条約の議定書 10 項は、ストックオプションに関する取扱いについて、以下のとおり明示しています(日英租税条約議定書 3 項も同様)。

- (a) [日米租税]条約第 14 条〔給与所得〕に関し、ストックオプション制度に基づき被用者が享受する利益でストックオプションの付与から行使までの期間に関連するものは、同条の適用上「その他これらに類する報酬」とされることが了解される。
- (b) さらに、被用者が次の(i)から(iv)までに掲げる要件を満たす場合には、二重課税を回避するため、ストックオプションの行使の時に当該被用者が居住者とならない締約国は、当該利益のうち当該被用者が勤務を当該締約国内において行った期間中当該ストックオプションの付与から行使までの期間に関連する部分についてのみ租税を課することができることが了解される。
 - (i) 当該被用者が、その勤務に関して当該ストックオプションを付与されたこと。
 - (ii) 当該被用者が、当該ストックオプションの付与から行使までの期間中両締約国内において勤務を行ったこと。
 - (iii) 当該被用者が、当該行使の日において勤務を行っていること。
 - (iv) 当該被用者が、両締約国の法令に基づき両締約国において当該利益について租税を課されることになること。
- (c) 除去されない二重課税を生じさせないため、両締約国の権限のある当局は、このようなストックオプション制度に関連する条約第 14 条及び第 23 条の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を、条約第 25 条の規定に基づく合意によって解決するよう努める。

本件裁決は、上記のような明示的な定めがない租税条約においても同様の解釈になることを示したという点に意義を有するものと考えられます。

4. おわりに

我が国の役員報酬制度については、コーポレート・ガバナンス・コードの施行後、平成 28 年度及び平成 29 年度税制改正などを経て、様々な報酬形態を採る企業が出てきているところ、同時に企業のグローバル化も促進しており、その報酬制度の対象となる役員及び使用人が、海外の子会社等に異動することも十分に考えられるところです。今後は、このような様々な報酬制度における国境を隔てた人事異動の際の国内法及び租税条約の適用が問題となる場面が増加するものと考えられます。本件裁決は、伝統的なストックオプションに関する判断ではあるものの、今後、多様な報酬制度に対する課税関係を検討する上で、参考になるものと思われれます。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話：03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

URL: <http://www.pwc.com/jp/ja/legal.html>

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前紹介支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,500 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

03-5251-2685

michito.kitamura@pwc.com

弁護士

岡本 高太郎

03-5251-2798

kotaro.okamoto@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2019 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。